

議 事 日 程 (令和3年9月17日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第26号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第27号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第28号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第7 議第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議第30号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第9 議第31号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第1号)
- 日程第10 議第32号 町道路線の廃止について
- 日程第11 議第33号 町道路線の認定について
- 日程第12 認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第13 認定第2号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第14 認定第3号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第18 議第34号
意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の

充実を求める意見書について

日程第19 議第35号

意見書第2号 こども庁の設置を求める意見書について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員（10名）

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
民生調整監 吉 村 等	建設調整監 岡 田 立
総務課長 山 田 靖	企画調整課長 大 平 共 美
福祉課長 坂 和 由	建設課長 河 合 一
学校教育課長 堀 隆 志	生涯学習課長 今 村 厚 士
住民環境課長 神 野 千 津	産業振興課長 堀 康 信
会計管理者兼 税 務 課 長 梅 村 明 広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓	書 記 宇佐見 かおる
書 記 山 形 さおり	

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

この時間も台風14号で九州の各地では大雨ということで、徐々にこちらのほうへも来るような天気予報でございます。何とか避けて通れるものなら避けたいなというふうに思っておりますが、一旦降りますと大変大きな災害がどこでも発生する、そんな現状でございます。

一方、コロナも昨日現在、また1人増えたということで、いろいろと苦の種は尽きないわけでございますが、どうか今日、皆さん方、定例会最終日でございます。慎重に御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は10人であります。したがって、定足数に達しております。ただいまから令和3年第3回安八町議会定例会2日目を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 碓井昭夫君、9番 山中美恵子さん、お願いいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

発言される方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、5番 大平文雄君。

5番 おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、私のほうから質問に立たせていただきます。

実は、質問事項に書いてありますように、町税における滞納の解消施策はということでして、実はこれ2年前、ちょうど9月だったと思うんですけども、同様の質問をさせていただきました。ただ、それ以降、今日のコロナ禍における状況、あるいは担当課長が変わられたということで、再度別の視点からちょっと趣を変えて質問させていただくということでお許しい

ただきたいと思います。

それでは、事前通告に従いまして質問の要旨を朗読させていただきます。

令和3年度当初予算の税収の歳入に占める割合は、19億2,700万円と32.7%となっています。ただし、現在、コロナ禍も1年半を過ぎ、税収においても少なからず影響を受けていると思われまます。特に、中小企業、小規模事業者にとっては、収入減は余儀なくされており、納税は一層厳しくなっています。その結果、町民税においては減免という措置はありませんが、固定資産税においては、令和2年の事業収入が50%以上の減少の場合は全額、30%以上50%未満の場合は2分の1減免されます。当然ながら、減免措置を受けるには、事前に当町に対して申告する必要があります。もちろんこの減免につきましては、後ほど国のほうから補助があるというふうにも聞いております。

さて、このような状況下において、今年度の税収に関しては減少するのではないかと思われまます。また、滞納額も増加する懸念があります。令和2年度においては、税の不納欠損額が450万円、収入未済額が7,500万円と多額になっており、今年度はさらに滞納の増加、税減収は避けられないのではと思われまます。もちろん事業収入の減少が一因ではありますが、過年度状況からしても、悪辣な意図を持って滞納する町民も少なからず存在すると思われまます。

税の時効は5年ではありますが、1、債権者による請求、差押えや仮処分、債務者の承認があった場合、消滅時効は中断となり、5年の時効は存在しないに等しいと考えられまます。

現在、当町では、滞納の解消に向けて県へ人材を派遣されていることは承知しておりますが、現状滞納額がさらに増加すれば、当町の財政運営に影響を及ぼすのは明白です。

そこで、今後一層厳しい滞納解消に向けて取り組む必要があります、税務課長の強い心意気をお伺いいたします。以上でございます。

議 長 会計管理者兼税務課長 梅村明広君。

会計管理者兼税務課長 大平文雄議員の御質問、町税における滞納の解消施策はについてお答えいたします。

令和3年度当初予算における町税の歳入総額は19億2,705万5,000円で、対前年比といたしまして1億294万5,000円の減、率にして5.1%の大幅な減と

なりました。このことにつきましては、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民税は給与や営業所得の減少を見込んだため4,432万4,000円の減額、固定資産税については、家屋・償却資産の減免措置等を見込んだため5,561万円の減額となりました。なお、固定資産税の減免措置に係る減額分につきましては国から補填されるため、その相当額を地方特例交付金として、今年度歳入予算に計上をしております。

直近5年間の町税の歳入決算額につきましては、22億円前後で推移をしておりますが、令和3年度におきましては、当初調定額の比較でも相当な減額となっておりますので、歳入決算額についても減額すると見込まれます。

さらに、第5波による新型コロナウイルス感染者が急増していることから、納税だけではなく多方面に様々な影響を及ぼすものと考えています。

さて、先ほど議員の質問にもありましたが、2年前に町税の滞納状況等についての御質問がございました。その際、前任の課長が西濃県税事務所への職員派遣のことに触れ、7月からの派遣であったため、僅か2か月ではありますが、既に成果を上げて始めていますと答弁をさせていただきました。職員派遣の前年である平成30年度の町税滞納分の決算ベースでの収納額は1,932万4,000円でありましたが、翌年、令和元年度の収納額は2,456万9,000円で、対前年比524万5,000円の増額となり、職員派遣後の令和2年度の収納額は2,905万1,000円で、対前年比448万2,000円の2年連続の増額となりました。

令和2年度に実施しました滞納処分としましては、預金差押えが21件、納税誓約書の締結が114件で、令和元年度と比較しますと件数は減少しておりますが、令和元年度の滞納処分が、職員派遣で岐阜県との共同実施により、個人町民税が重視されておりましたので、令和2年度は固定資産税や法人町民税を重点的に実施した結果、収納額が増加することとなりました。西濃県税事務所への派遣を経験した職員を中心に滞納整理業務に取り組んだことにより、一定の成果を上げることができました。今年度も、7月から半年間の予定で西濃県税事務所に職員1名を派遣しています。県職員と共同して滞納処分を実施し、知識や技術の習得に努めています。

議員御指摘のとおり、税の時効は5年となります。税の公平性を確保するため、5年を経過したことにより安易に不納欠損処分することは、滞納整理

業務として決して許されません。納税者との連絡を密にして、納税誓約書を締結することや、預金や給与を差し押さえることなど、あらゆる手段を用いて時効の延長を図り、徴収機会の確保に努めてまいります。町税収入は歳入予算のうちで最も重要で、その増減により予算全体に大きな影響を及ぼすことを認識し、強い覚悟を持って滞納処分に取り組んでまいります。

以上、大平文雄議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 ありがとうございます。

令和3年度予算で1億ちょっとの減額予算で組んでみえますけれども、間もなく令和4年度の予算査定に入ってくると思います。恐らくこれも厳しい状況になってくると思います。その辺のところを踏まえまして、もちろん町民税等につきましては減額する理由はございませんけれども、特に悪辣、いわゆる悪意を持った滞納、これにつきましては厳しく対応していただきまして、大きく滞納している金額、先ほど申し上げましたようにあります。そういうことを踏まえまして、町財政に影響を及ぼさないように、幸いなことに、令和3年度も令和2年度から引き続きましてコロナ禍におけるコロナ国庫の補助金、そういうようなものにつきまして何とか財政運営を継続できているということは認識しております。それはそれとして、我々のやはり税の公平性を踏まえて、特に今後とも強硬な立場で、特に悪質な滞納については対応していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。答弁は要りません。ありがとうございます。

議長 続きまして、4番 坂悟君。

4番 ただいま議長のお許しを得ましたので、私からは2件質問させていただきます。

まず最初に、空き家対策の取組について、2015年5月に空家対策特別措置法が施行されてから6年が経過しております。安八町においても、2017年9月に空家対策の適正管理に関する条例施行規則が完備されています。

過去に複数の議員から空き家問題で一般質問され、それなりの支援体制、空き家相談会、空き家等除去支援事業は整備されています。そのかいあって、

安八町の空き家は171件（2017年9月実績）から167件（2021年8月実績）と僅かながら減っています。しかし、衛生・景観等管理されていない危険な空き家は増加傾向にあると聞いています。

安八町の人口、約1万4,700人、核家族化、ライフスタイルの変化が顕著になってきておりましたが、スマートインターとにしみのライナー開通により、名古屋駅まで40分以内の通勤圏内になり、新規移住者を増やすいい機会と思います。

そこで、現状の空き家管理状態、今後の取組について質問いたします。

質問、現在の空き家管理と空き家解消の取組の実績、過去3年間を教えてください。

2、他自治体で実施されている空き家バンク、シェアハウス、短期貸出し、お試し移住などを取り組むお考えはありますか。

3番目、名古屋駅周辺への利便性、安八スマートインター、にしみのライナーを空き家対策に結びつけてPRしませんか。

4、空家対策特別措置法が施行されて6年が経過していますが、安八町空家等の適正管理に関する条例施行規則の第7条の勧告書での勧告、命令等がされ、特定空家等に認定された空き家はありますか。

また、無管理状態で放置されている衛星・景観等管理されていない危険な空き家には、今後どのように対処されるお考えかをお聞かせください。

2番目の質問に入ります。

リサイクルセンターの設置のお考えは。

安八町のごみ収集では、火曜日、金曜日の休日の連休対策の努力成果で、可燃物の収集量は近年大幅に増大してきていると聞いています。可燃ごみは190キロ（2015年1人当たり）から226キロ（2019年1人当たり）、それに比べて、缶、金物類、ペットボトル、不燃物、粗大の増加は見られず、瓶類、その他プラスチックボトル類に至っては減少傾向です。その他プラスチックボトル類は0.25キログラム（2015年1人当たり）から0.2キログラム（2019年1人当たり）です。

安八町にも、民間のリサイクル品無料回収ステーションができていますが、利益優先のため、集めてくれる品物は限界があり、プラスチックトレイ、スチール、瓶類は町外の施設に持ち込む方がいると聞いています。

近隣市町村には、SDGs推進関係で刈り草の堆肥事業を始められるとか、エコドームを完備、また、リサイクルポイント付与などで利便性を高められている自治体もあります。

質問、日常的にリサイクル資源を持ち込める施設、仮称ですけどリサイクルセンターが必要になってきたと思いますが、いかがでしょうか。安八町のリサイクル収集での取組についてお考えをお聞かせください。

以上2点、担当の方、よろしくお願ひします。

議長 それでは最初に、総務課長 山田靖君。

総務課長 坂悟議員の空き家対策についての1点目の御質問にお答えいたします。

平成29年度に策定しました安八町空家等対策計画の時点では、171件の空き家を確認しておりました。その後、新たに空き家と判断した家屋が12件で、除却や売却、それから適正管理の指導等により空き家の解消が16件あり、現在空き家と判断している家屋は全部で167件でございます。また、新たに令和2年度から始まった安八町空家等除却支援事業の実施により、1件の申込みがあり、除却費用に係る補助上限30万円を補助させていただきました。

次に、2点目の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の中の空き家バンク事業につきましては、現在、安八町空家等対策協議会で今年度中の設置を目指しまして、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会との間で空き家バンク事業の実施に関する協定の締結に向けて協議を進めております。

次に、3点目の御質問にお答えいたします。

市街化区域の空き家で買手を探しているが見つからない、また調整区域にある家屋で売ることもできないなど、空き家に係る様々な事情がございます。安八町のまちづくりとして空き家を有効に利活用してもらうため、これからも安八町定住促進住宅取得助成金制度をPRしながら、町全体として空き家対策に取り組んでいきたいと思ひます。

次に、4点目の御質問にお答えいたします。

平成29年の条例制定以降において、新たに特定空家として認定した家屋はございません。また、管理されていない空き家の所有者・管理者に対して適正管理をお願いする文書を送付したり、また直接お話をしたりする相談を実施した結果、適正管理を行っていただき、解決した事例もございます。

しかしながら、町内を見渡しても依然として適正な管理が図られていない、すなわち除却などされていないことで著しく社会全体や周辺環境の利益を損なわれるような空き家のケースもございます。

そこで、法令や条例に基づき、行政が空き家を解体する、処分するなど、行政代執行という最終の手段にも踏み込んだ対策を視野に入れながら今後は検討していかなければならないと思います。

以上のように、指導や助言、空き家バンク事業を活用した利活用、除却補助など様々な方法により、一件でも空き家が減るように進めてまいりたいと思います。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 続きまして、住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 それでは、坂議員の2点目のリサイクルセンターに関する御質問についてお答えします。

現在のごみの収集の状況でございますが、可燃物は週2回収集しておりますが、その他不燃物、粗大、缶、金物類、プラスチック類などは月1回の収集となっております。収集後に主に近隣自治体と構成する各種処理組合に搬入し処分されているものや、瓶類、プラスチックボトルのように再生業者で再利用、再商品化されているものもございます。また、町内には最終処分場が1か所あり、瓦、れんが等建設廃材などを受け入れております。

可燃物のように週2回収集されるものや、最終処分場のように常時搬入が可能なものは町民の皆様にもあまり御不便をおかけしないかと思いますが、その他月1回の収集のものにつきましては、自宅での保管もお困りになり、町内外の民間の回収施設に持ち込まれる方もお見えになります。近隣の自治体では、リサイクルセンター、エコドームなどを設置し、日常的に持ち込むことやポイント制を設けているところもあることは承知しております。

坂議員が言われるように、リサイクルセンターが必要であることの認識も持っております。ただいま廃棄物の減量化や循環型社会の体制を整えるための一般廃棄物処理基本計画の策定を進めております。その中で飽和状態が間近になっている最終処分場の移転にも触れることとなりますが、併せて住民の皆様のご利便性を向上させるためにも、リサイクルセンターとまではいかないにしても、定期的な搬入や分別ができるようなシステムの整備を盛り込み

たいと考えています。

次に、町のリサイクル収集での取組についてでございますが、今後は特にプラスチック製容器等のリサイクルを進め、プラスチックごみの減量化に努めてまいりたいと考えています。

持続可能な社会を実現するためのSDGs、行政としましても責務は大きいと思っております。持続可能な地域社会を目指し、廃棄物の減量化・資源化の推進、循環型社会の形成を進めていきたいと考えています。

以上、坂議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 4番 坂悟君。

4番 丁寧な御回答ありがとうございます。

特に再質問に対する回答等は要りませんが、まず山田課長、現状の取組、今後の予定、説明をありがとうございました。

安八町内には危険な、衛生、景観等管理されていない未管理状態の空き家が17件ほどあるというのを伺っております。ぜひとも、これは一件でも減少するように積極的な取組を今後も続けていただきたいと思います、そのようにお願いします。

続きまして、神野課長のほうには、非常に前向きな御回答をいただきましてありがとうございます。

各所でいろんな御意見があるかとは思いますが、各地区の収集作業での負担の軽減、リサイクル率の効率アップができるSDGsの推進を安八町もぜひとも提案して進めていただきたいと思います。以上です。これで終わります。

議長 続けます。3番 傍嶋邦博君。

3番 議長のお許しをいただきましたので、私からは、安八町における新型コロナウイルス感染についてという内容で質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染第5波で感染拡大が収まらぬ中、職員の皆様方におかれましてはワクチン接種等に、また小・中学校やこども園の職員の皆様方におかれましては子供たちの感染防止対策に日々御尽力賜りまして、心より感謝申し上げます。

今回の第5波で新型コロナウイルスが従来株から変異株へほぼ置き換わり、

関東ではインド由来で感染力が強い変異株、デルタ株が新規感染者の99%に達したと推定され、全国的にも各地で病床逼迫が続き、自宅療養者は13万人を超えました。

9月5日の岐阜新聞に、岐阜県の状況として、9月3日時点の入院患者数は519人で、病床使用率は63.5%、宿泊療養施設の入所者は801人、自宅療養者は595人、重症者は22人と記載されていました。

このような現状の中、岐阜県では、宿泊療養施設は9月1日から140床増やし1,271床ですが、9月中旬をめどに約250床を追加する方向で調整を進め、本日17日から運用を始めるところを含めると11施設の1,566床になり、さらに臨時の患者の受入れ施設設置の検討を進めております。

安八町の感染状況といたしましては、7月31日時点で58人であった感染者数が9月16日時点で133人となり、約1か月半で今までの感染者数を上回る75人の感染が確認されました。

そこで、私からは2点お聞きいたします。

まず1点目は、療養等の詳細についてお聞きいたします。

大きく分けて5つの事柄がありますので、それについてお答えください。

1つ、安八町の感染者の中で、デルタ株は何件確認されているでしょうか。

2つ、今までに自宅療養された方はいますでしょうか。

3つ、安八町の方が感染した場合、基本的に近隣の入院可能な病院に入院すると思うのですが、その病院の数は幾つで、総病床数は幾つでしょうか。

4つ、宿泊療養施設についても、施設数と入所可能人数を教えてください。

5つ、病院と宿泊療養施設の一番使用が多かったときの人数と使用率を教えてください。

2点目は、安八町独自の感染防止対策・経済対策についてお聞きします。

第5波以降、安八町独自の感染防止対策・経済対策として新たに取組まれたこと、または何か取り組む予定があれば教えてください。

8月1日以降、10代と10歳未満の感染者が昨日現在までの約1か月半で24人確認されています。8月以降、こども園や小・中学校、放課後児童クラブ等の感染防止対策として新たに取組まれたこと、または何か取り組む予定があれば教えてください。

また、こども園や小・中学校の職員、放課後児童クラブの支援員の皆様

感染防止対策の仕事で負担が増えていると思いますが、負担を軽減する取組としてはどのようなことを行っているのでしょうか、お答えをよろしく願いいたします。

議長 それでは最初に、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 傍嶋邦博議員の質問、安八町における新型コロナウイルス感染についてお答えをいたします。

1点目の療養等の詳細についてでございます。安八町の感染者の中でデルタ株に感染された方、また自宅療養された方については、県からの情報はありませんので、町では承知をしておりません。

次に、入院できる病院数についても、先ほどと同様に、町では承知をしておりません。しかし、総病床数については県が公表しており、県全体で817床でございます。重症者や中等症の方の入院体制は十分に確保されておるところでございます。

次に、宿泊療養施設についてでございますが、こちらは県から公表されておりまして、議員おっしゃられたとおり、県内で11か所、合計1,566床が確保されております。

次に、病院や宿泊療養施設の最大人数でございますが、県からの情報によりますと、病院では5月22日の556人、また宿泊療養施設では8月24日の975人でございます。また、この使用率につきましては、感染者の発生状況に合わせて、その都度、県は病床数や宿泊療養施設を増床しております。病床使用率は、5月18日の73.5%でございました。

なお、宿泊療養施設の使用率につきましては、8月21日から宿泊療養施設の対応能力を超えたということによりまして、自宅療養が開始されました。このことから、当時、満床に近い状態になったと思われれます。

県では、新型コロナウイルス感染者の発生状況に合わせ、鋭意対策に取り組んでおり、当町といたしましても、町民の皆さんの健康と安全のため全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、傍嶋議員の1点目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 続きまして、総務課長 山田靖君。

総務課長 傍嶋邦博議員の2点目の前段の御質問にお答えいたします。

まず、安八町独自の感染対策防止対策といたしましては、今回の補正予算

で計上させていただきましたが、保健センター内や放課後児童クラブ、具体的には名森教室でございますが、そのトイレの改修や設置、また小・中学校における空気清浄機の設置、また給食で使用する食器の更新など、今後も引き続き感染防止対策に取り組んでまいります。

また、新しい生活様式などにも対応するため、勤労青少年ホームを全面改修して、一部テレワーク化施設として活用してまいります。

次に、新たな経済対策といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言、また、まん延防止等重点措置、岐阜県の非常事態宣言等の影響により売上げが減少した中小企業等、また個人事業者で休業要請協力金の対象外となった方々に事業継続を支援するための支援金・応援金の創設に向けて、現在、安八町商工会と連携しながら協議を重ね、検討しているところであります。

そこで、本支援事業の制度設計等の準備が整い次第、迅速に支援金の支給を始めたいと考えておりますので、その際に補正予算等の御対応のほど、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、傍嶋邦博議員の2点目の前段の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 続きまして、学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、安八町独自の学校やこども園の感染症防止対策についてお答えします。

小・中学校では、感染症予防対策として、夏休み明けから午前授業や短縮授業（5時間授業）を行い、児童・生徒を早めに帰宅させました。現在は通常授業で実施しています。

なお、万が一陽性者が発生した場合は、国のガイドラインを踏まえ、陽性人数に基づき学級閉鎖等の措置を取ります。さらに、安八町独自の対応として、予防措置となる登校とリモート授業を組み合わせたハイブリッド授業に切り替えて実施するなど、感染対策及び子供たちの対面の学びを止めない方法で実施していく予定をしています。

また、放課後児童クラブ名森教室では、児童がトイレを使用するのに、校舎の2階にあるため、一度に集中し密になることがありました。そこで、国のコロナ対策の補助金を活用し、子供たちが密にならないようにトイレを新

設します。

教職員や児童クラブの支援員の仕事負担の軽減については、スクール・サポート・スタッフを昨年度から専属で1名雇用しており、教員や支援員の仕事の軽減を図っております。また、児童クラブの支援員の悩み、心配は担当が観察・面談し、支援員本人や家族に体調等に不安があるときにいつでも休みが取れるように、他教室や教育委員会からの応援体制を構築しています。

次に、こども園ですが、8月以降の感染者急増を受け、感染拡大防止を図るため休園としていました。現在は保育を再開し、新たに次の2点について取り組んでいます。

1点目、早朝・延長保育時に、従来1つのクラスに園児を集めて保育を実施していましたが、各年齢やクラスごとでの分散保育を実施しています。

2つ目、送迎の際、保護者の建物内への立入りや、また降園時の立ち話や園庭遊びを御遠慮いただき、速やかな帰宅をお願いしています。

また、職員の負担軽減の取組としては、閉館施設の職員が学校やこども園へ出向いて消毒や清掃作業をし、負担軽減を図っています。

これからも学校やこども園の子供たちの安心・安全を確保し、また教職員や保育士の感染対策を十分徹底し、このコロナ禍を乗り越えていきたいと思っています。

以上、傍嶋邦博議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

今回の新型コロナウイルスについては、いまだかつてないような事態が次々と起こり、執行部の皆様もいろいろと試行錯誤や検討を重ね御努力いただき、いろいろな取組をしていただきまして本当にありがとうございます。

まず、保育士、教職員、支援員の皆様の負担軽減についてですが、スクール・サポート・スタッフ等でマンパワーを注入していただいているとのことでしたが、こども園、放課後児童クラブについても、これからも現場に足を運んでいただきまして、現場の現状と本当に困っていることを把握していただき、これからも負担軽減に御尽力賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、経済対策についてですが、この前、ニュースでコロナの影響で受診

を控える方が増え、調剤薬局の倒産が過去最多であると報道されてきました。また、理容師や美容師、いわゆる床屋さんや美容院の方々も感染リスクが非常に高いにもかかわらず、休業要請がかからないので支援金もなく、しかも不要不急の外出制限のせいで売上げが減少しているとの声も聞こえております。ぎりぎりの状態で回しているところにとっては、たった数%の売上げ減少でも死活問題になってしまいます。これは一例にすぎません。飲食業や旅行会社等はよくクローズアップされていますけど、安八町独自の取組として、中小企業や個人事業主、先ほどおっしゃっていただいた取組のほうですね、そういったのを広く手当てができるような形で取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、療養等の対応についてお願いがあります。

今現在、療養等の対応については県が主導で動き、大事に至ることなく進めていただいているという認識ではございますが、今回の第5波で流行したデルタ株は、いきなり県内新規感染者が380人以上という恐ろしいまでの感染力で自宅療養者が急増してしまいました。そして、今また新種の変異株、イータ株やカッパ株、ミュー株なども見つかっております。ミュー株については、ワクチンの抗体効果が従来の7分の1以下になるとも言われております。もし、今後デルタ株の2倍、または3倍以上の感染力を持った変異株が流行し、県内の新規感染者数がいきなり600人とか1,000人とかを超える状態になったときには一体どうなるのでしょうか。きっと県から市町村へ協力要請が出るのではないかと想像しているのですが、そうなってから町として動き始めても手後れになる可能性があります。さきにお話ししたとおり、県ではそういった事態に備え、宿泊療養施設の拡大や臨時受入れ施設の検討を進め、ホテルコーヨーには酸素投与室を2室整備し、医師の配置等も行っております。安八町もそのもしものときに備え、安八町独自で宿泊療養施設の確保の準備、看護師の確保、また県や近隣の市や町との連携や応援体制など、今から行動しても課題が山積みになりそうなことがたくさんありますので、一日でも早い取組への着手をしてはいかがでしょうか。

御存じだとは思いますが、人口10万人当たりの感染者数は、9月14日現在、岐阜県内42ある市町村の中で安八町は13番目、西濃では大垣市の次に多い2番目になっております。この現状を鑑みると、急激な感染拡大が発生した場

合、安八町の感染者数も大幅に増える可能性が非常に高い状況であると言えます。今までの10万円の支給やワクチン接種等、国や県からの仕事に対し、安八町は、人口があまり多くないという点も確かにはございますが、非常に早く対処できる能力を持ったすばらしい職員がそろっていると自負しております。だからこそ、今後もし県からの協力要請が出たとしても、そのときにスタートラインに立つのではなく、今からたとえ1歩でも2歩でも計画を進めておけば、さらにスピード感ある対応が期待できるはずだと私は考えております。

そこで、町長にお伺いいたします。

すばらしい対応能力を持った職員がそろっているのは実証されております。あとは決定権者の先見性と決断力で安八町の安心と安全が決まると言っても過言ではありません。もう既にいろいろと案を考えていただいているとは思いますが、今上げさせていただいた経済対策のほうは動いていただけるような形で聞いておりますので、療養等の対応の提案についてどうお考えか、見解をお聞かせください。よろしくお伺いいたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、傍嶋議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

現在は何とか第5波感染拡大がピークを越えて終息に向かっているところでございます。先ほどお話がありましたように、また新しい株の感染拡大が大変懸念されているところでございます。

今回は宿泊療養ということで、何とか自宅療養ゼロという県の方針が崩れてしまいました。今後もこういったケースが想定されます。町といたしましても、なかなかそういった施設に限界がございます。限界というか、なかなかそういった施設はないというのが現実でございます。こういった形で、今後そういった緊急時に対応できるかということはなかなか難しいと思いますが、県としっかり連携を密にしながら、こういった対応ができるのか、今後検討していきたいと思っております。準備していきたいと思っております。よろしくお伺いします。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

3 番 ありがとうございます。

主導が県である以上、県との関係とかいろいろ難しい問題があるのはもちろん承知しております。しかし、転ばぬ先のつえではありませんが、もしものために想定内を増やしておくことはとても重要なことだと私も思っております。また、行政が住民の健康や命を第一に考え、行動することは当然のことだとも思っております。

町長におかれましては、先ほどの提案を一日でも早く実行に移していただきますようお願いいたしまして、私からの質問を終了いたします。答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 続けます。2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長さんのほうからお許しをいただきましたので、私のほうから質問をさせていただきます。

私の質問は、福祉避難所の在り方についてです。

近頃、気象異常により、雨の降り方も線状降水帯と呼ばれる状態が見られます。安八町では、令和3年6月に改訂された洪水ハザードマップが配布されました。その中に指定避難所と福祉避難所が記載されています。

福祉避難所とは、災害時に一般の避難所では生活に支障を来す高齢者や障害者、また妊婦が過ごす避難所のことですが、名森地区には、安八温泉保養センター、ハートピア安八、中央公民館と3か所ありますが、結地区にはありません。現在改修中の勤労青少年ホームは指定避難所になっていますが、福祉避難所とすることはできませんか。

一般的に福祉避難所は、災害発生からおおむね3日程度経過後の開設を想定しており、災害発生当初から避難施設として開設することは原則としてありませんが、当町では、福祉避難所に必要な物資や機材は確保してあるのでしょうか。

また、指定避難所から福祉避難所への移送手段の方法はどのようになっていますか。

以上、御回答のほうを担当課長さん、よろしく願いを申し上げます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 渡邊裕光議員の御質問にお答えいたします。

まず、結地区における福祉避難所についてですが、結地区には、勤労青少年ホーム以外に結小学校、東安中学校が指定避難所となっております。しか

し、決して収容人数に余裕があるとは言えません。しかしながら、現在進めている勤労青少年ホームの改修において、避難所としての機能で軽運動室に空調設備を整備するなど、避難者の方が安心して避難生活ができる環境を整えてまいります。

現在、福祉避難所が名森地区に集中しているのは、災害時における救護所が保健センターにあることや、安八温泉には昼の個室や入浴施設があることなど、ほかの避難所に比べ福祉支援がある程度整っており、支援しやすいためであります。

そこで、結地区における福祉避難所がないことは承知しております。現状では設備が乏しく、追加指定することは厳しい状況であると考えておりますが、町全体の福祉避難所の在り方について、現在、町内一部の医療機関や介護施設と締結しております災害時における避難者の受入れに関する覚書の中で、障害者や高齢者の方など、いわゆる被災弱者とその介護者の方を避難所として受け入れるという協定内容がございます。それらを踏まえながら、今後、関係機関と災害時の医療救護などに関して協議・検討をしていきたいと考えております。

次に、福祉避難所における必要な資機材の確保についてですが、パーティションや消毒液、体温計などは指定避難所と同様に整備を進めております。しかし、医療に必要な資機材については確保できておりませんので、岐阜県を通じて資機材の支援を受ける必要があります。また、人材についても、当町の保健師では十分な対応ができませんので、岐阜DCAT、これは岐阜県災害派遣福祉チーム、生活支援や福祉的アセスメント等を活動内容とする組織でございますが、それらの支援が必要となります。また、町内にあります医療施設との連携をさらに進めていきたいと考えております。

次に、指定避難所から福祉避難所への移動手段についてですが、原則として、要援護者及びその家族が、自主防災組織や民生委員、支援団体等による支援を得ながら避難することとなっておりますが、具体的な避難支援プランを作成しておくことが重要であります。

福祉避難所の対象者については、要援護台帳、いわゆる福祉ふれあいカードを活用して対象者の把握を図ってまいります。対象者を把握しつつ、地域において要援護者の支援体制を地域と共につくり上げていきたいと考えてい

ます。また、災害協定により、各種団体からの支援、ボランティアの力も必要になりますので、今後、関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 分かりやすい御回答のほうをありがとうございました。

皆さんも御承知のように、現在も台風14号が九州に接近して、宮崎のほうでは大雨になって被害も多々あるみたいです。また、これからも中部圏のほうに向かっておると思います。そして、昨晚、石川県のほうで大きな地震も揺りました。災害は待たないというふうに思っております。「災害に強いまち安八」と言われるようなまちづくりをつくっていただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。回答は要らないです。お願いだけです。どうもありがとうございました。

議長 ここで暫時休憩にさせていただきますと思います。再開は11時15分にさせていただきます。よろしく願いをいたします。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時13分 再開)

議長 休憩前に引き続いて一般質問を行います。

1番 石原英一君。

1番 議長からお許しいただきましたので、質問をさせていただきます。

傍嶋議員のコロナウイルス感染症に関する質問に重なる部分もありますが、僕はもう少し細かいところのお話をちょっとさせていただきますと思います。

安八町の発生状況、あんばちナビのアプリなどで知ることができますが、感染症のワクチン接種の有無とか回復具合、病床の逼迫状況、自宅療養の様子などというのは、国が発表するデータもしくはメディアの取材報道、情報の精査が必要なSNSなどで知るしかないのが現状というのは、先ほどの傍嶋議員への御回答でもあったように、やはり個人情報の問題があったりとかで知れないというのは承知しております。ただ、分からないことから不安になるというのはやっぱり自然なもので、それでじゃあ、それがどんどん日々発生状況がアプリで知らされてくるうちに、うちの町は大丈夫なのかとか、

自宅療養になったときのイメージがつかへんというような声というのを、町民の声を聞くことがあります。

岐阜県は、先ほどもお話に出ていましたけれども、ホテルを多く借り上げるなど自宅療養ゼロを目指して取り組んできましたが、やはり8月下旬に限界を迎えて、県で自宅療養対策チームをつくって対応に当たっているという話も伺いました。

今後、また第6波の脅威もありますし、そしてもう既にコロナ感染よりも強い感染症が出ていると、例えば、地球温暖化のことで永久凍土が溶けたので中から出てきたウイルスの話なんかで警鐘を鳴らしていらっしゃる科学者もいらっしゃいます。恐らく現在もアップデートしながらで、また、先ほどからもお話ずっと出ていますが、県と連携しながらの対応で進めなくてはいけないことは重々承知しています。先ほど傍嶋議員もおっしゃったように想定外のことが起きた場合、県で動いていたことが町で対応せざるを得ない状況というのが出てくる可能性もあります。実際、自宅療養のチームに関しても、もし対応できなくなったときは安八町から支援に行くということもお話も伺いました。そういった可能性というのは十分考えられます。

これからの感染症対策というのは、もうニューノーマルという言葉が出ていますが、防災と同じ位置づけでやはり町として考えておく必要があると思います。ワクチン接種や感染対策などの啓蒙活動ももちろんですけれども、もしもの場合に備えて、町独自でシミュレーションして、例えばですけれども、大きいことからではなく小さいことでも、例えば現在装備している防災用の段ボールベッドなど既にある防災備品とか、あと、来春リニューアルする旧勤労青少年ホームなどのような計画中の案件の中に医療関係者のアドバイスをいただいて追加装備で対応できるように検討して、模索してみる。そうすることで経費のことも含めて抑えられる部分もありますし、あと模索しながらいろんなものが見えてくると思います。例えば、また自宅療養とかで町対応になる場合を想定して、配食サービスの業者さんですとか宅配サービスのあるスーパーとかコンビニなどと置き配提携を結んでおくなど、そういった対策準備というものを考えてみてはいかがでしょうかというのが、僕からの質問でございます。

そこで、町長にお尋ねしたいと思います。こういったちょっと細かいとこ

ろからの感染症に対する町独自の対策への方向性を教えてください。よろしくお願いたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、石原英一議員の御質問、新型コロナウイルス感染症の第6波や次の感染症に備えた町独自の対策への方向性について、お答えをしたいと思います。先ほどもおっしゃられていましたが、先ほどの傍嶋議員の質問に重なる所も非常に多いんですが、御容赦いただきたいと思います。

全国的に新型コロナウイルス感染症第5波が蔓延する中、当町におきましても8月以降、新規感染者数が急増しております。感染者の発生状況につきましては、県の発表に基づき、町のホームページや町独自のあんぱちナビを活用して情報提供をしておりますが、それ以外の情報につきましては一切公表されておられません。町といたしましても、少しでも情報を公開するように県へ要望しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の診断を受けた方は、通常、症状の程度に応じて入院または宿泊療養施設への入所などの措置が取られます。岐阜県では、中等症及び重症の方は入院治療を行い、軽症者や無症状者の方に対しましては宿泊療養施設での療養を行っております。

しかし、8月以降、入院治療の必要がない無症状の方の急増によりまして、宿泊療養施設の対応能力を超えたため、御承知のとおり、8月21日からリスクの低い患者の自宅療養を開始いたしました。そこで県では、この自宅療養者に対して支援するため、岐阜市や看護協会と連携し、約70名体制の自宅療養者支援チームを設置し、健康フォローアップや食料・生活必需品の配付を実施しております。県では、この支援チームに関し、発生状況に応じて市町村と連携していくこととしていますが、宿泊療養施設の増床により、9月下旬までにこの自宅療養者を解消する見込みであると発表しておりまして、今のところは市町村への協力依頼はございません。

町では、このコロナ感染症につきましては、先ほどもおっしゃっておりましたが災害と同じもの、同等のものと考えており、石原議員御指摘のとおり、備品購入や施設整備も重要であると認識をしております。しかしながら、町といたしましては、まずは感染者が自宅で療養するよりも、町単独で専用施設を整備するよりも看護師などが常駐する宿泊療養施設での療養が優先で

あると考え、県に対しまして宿泊療養施設の整備を要望していきたいと考えております。このコロナ対策につきましては、岐阜県はオール岐阜一丸となって取り組んでおります。自宅療養については、基本的に県が対応することとなっておりますが、御指摘のとおり、万が一のときにつきましては、先ほどもお答えさせていただきました県と連絡を密にして調整をして、町も支援をしていきたいと思っております。

安八町といたしましては、ワクチン接種に関しましては、10月末までに接種を希望する方全ての方が受けられるように進めております。また、町独自の自宅療養者支援対策といたしまして、町内の、先ほどおっしゃられました、配食サービス等の事業関係者及び災害時などにおける物資協定を結んでおります事業所と調整いたしまして、食料や生活必需品の確保・配送について検討していきたいと考えております。

このように新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 御回答ありがとうございます。

正直残念な部分もありますが、配食サービスというか宅配サービスの部分というのは今調整ということで、そういう明るい話も聞けたので。

細かい話というのは、多分やっていっても不安というのは減らないと思うんです、ずうっと。100あるうちの今言っているのは細かいもの1つだと思います。ただ、その1つが減るだけでも、それを積み重ねていだけで、町の町民からすると本当にそのサービスを使ったときとかに、本当に町に対する感謝の気持ちだったりとか、この町に住んでよかったなと思うようになります。

そして、先ほどシミュレーションのお話をしましたが、シミュレーションは独自でもやっぱりやっておいたほうが、いざというときに、調整を県とやっても、いきなり言われても多分動くのもそんなに簡単に動けるものなのかというのは、ちょっと僕は疑問があります。なので、今だからこそ、小さい町だからこそその強みを生かした施策、そして小さい町だからこそどんど

ん動かして行って、そして防災力・感染力対策に強い町というものを今後期待しております。

答弁は要りません。僕の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 続けます。6番 西松巖君。

6番 議長さんの発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

町長は、9月6日の全員協議会の場で、ゴルフ場明渡しの強制執行を行うと言われました。これは町側の権利の一つで何も申しませんが、強制執行をしてしまうといろいろな問題が生じるのではないのでしょうか。

長良川カントリー会社の令和2年度決算書に、芝コース資産、財産として1億2,900万円計上してあります。私たち素人考えでは、ゴルフ場として引き継いでいくには、芝コースの資産を買い取るか何らかの方法で町の資産にしてからでないとゴルフ場経営は無理のように思います。町は、この点どのように対応してみえますか。

名古屋高裁の判決の中で、土地を返すときは更地にしてから返すとあります。私は、更地にされて大丈夫ですかと何度も質問を町長、町顧問弁護士にしましたが、2人とも何も返答がありませんでした。

明渡しを強制執行すると、会社は必ず資産の保全を第一にします。2億円以上と思われる芝資産、財産を死守することは間違いありません。簡単には手放さないとされます。長良川カントリー会社は芝コースの芝をめくる可能性もあります。芝のないゴルフ場は、ゴルフ場の消滅を意味します。ゴルフ場が消滅ともなれば、岐阜地方裁判所の判決が正しかったこととなります。町、会社、地権者、3者が共倒れになる町長の職権乱用になりかねません。

1. 町はゴルフ場利用税、長良川カントリー株式会社の持ち株資産がなくなります。

2. 会社は従業員の解雇、長良川カントリー会社は解散になります。

3. 地権者は何ともならない土地を返してもらうこととなります。

まさに3者共倒れ、私はこのような最悪のケースになる確率が非常に高いように思えます。

町長に3点お尋ねします。

1. 今回の強制執行をすることにより、町は確実な勝算がありますか。

2. 長良川カントリーに代わる経営者が見つかるのでしょうか。

3. 見つからないとき、町はゴルフ場を運営するつもりですか。

解決に時間がかかると、芝コースの雑草は成長を待ってくれません。雑草により芝コースの価値がなくなれば、これもゴルフ場はなくなります。町の明渡し強制執行後の土地利用企画プランもお願いして質問を終わります。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、西松巖議員のゴルフ場関係についての質問にお答えをいたします。

まず1点目の、今回強制執行することにより、町に確実な勝算がありますかについてでございます。

ゴルフ場との訴訟は、最終的には今年6月15日最高裁で決定され、昨年年末に下されました名古屋高裁での判決のとおり、土地に関しましては建物を収去して明け渡すとされております。最高裁の決定に従い、明渡ししていただければいいのですが、また、文書でも明渡しの催告書をお願いもしておりますが、いまだに営業も続けておられ一向に明け渡される様子も見受けられません。町では、やむを得ず強制執行の手続を進めることとし、このたび裁判所に強制執行の申出を受理していただいたということでございます。

御質問に、町に確実な勝算がありますかとございますが、西松議員の勝算の意味合いが、西松議員の思いと少し相違があるかもしれませんが、町の考えといたしましては、勝ち負けではなくて、最高裁の決定に基づいて進めているという認識であるということをお理解いただきたいと思っております。

2点目の、長良川カントリーに代わる経営者が見つかるのかとの御質問でございますが、これにつきましては、今後の協議、調整事にもなっておりますので、現段階でのお答えは控えさせていただきたいと思っております。

3点目の、町はゴルフ場を運営するつもりですかとの御質問でございますが、町が経営することはできれば避けたいと思っております。

最後に、土地明渡し強制執行後の土地利用企画プランについてでございますが、現時点では、今後ともゴルフ場関連設備として、施設として一体的に活用していただきたいとの思いに変わりはありません。今後の協議、調整等により、変更となる場所も出てくる可能性もありますが、最良なプランになるように柔軟に対応してまいりたいと思っております。この関係につき

ましては、逐一、皆様方にも報告させていただいておりますが、このプランが具体化しましたら、また御提示をさせていただきたいと思っております。

以上、西松巖議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 西松巖君。

6番 ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

通告文はありません。

9月6日の全員協議会の場で、町長より土地明渡しの強制執行と言われました。聞いた瞬間、ああ、これでゴルフ場はなくなると思いました。強制執行は安八町の権利だから、誰も止めることはできません。しかし、同じように、長良川カントリー会社の資産、財産の処分も、誰も止めることはできません。ゴルフ場の芝コース資産、財産は会社のものであり、安八町や地権者のものでないから、芝をめくらないでとは言えません。

町長、現在のカントリー芝資産、ざっとどれくらいあるか分かってみえますか。聞くところでは、グリーンという、ポールの立っているグリーン上の目の細かい芝は、平米当たり9,000円から1万円ぐらいで、コースのところの芝は、約平米4,000円ぐらいだと聞いております。町長、長良川カントリーの芝面積、大体大ざっぱに17万平米ぐらいじゃないですか、17万として、掛ける4,000円は6億8,000万円になります。私がカントリーの社長なら、半値の3億4,000万円でも処分します。私の財産ですから。芝をめくるときは、裁判所の執行官の許可を取ってからします。執行官も会社の権利である芝をめくることが許可してくれます。

町長は、土地の明渡し強制執行をすれば土地は必ず受け取れます。戻ってきます。しかし、受け取る土地は芝つきではなく、芝をめくった更地になります。新しいゴルフ場経営者は、芝の張り替えからとなります。大変だと思いますよ。ここら辺の町長の感覚が、強制執行後の土地の取扱いが分からない。町長、更地の土地を受け取ってどうされるんですか。なぜこのような選択をされたのか、私には理解できません。町長、会社は必ず芝をめくります。今にはっきりします。あまり楽観はどうかと思います。

最後に、いずれにしましても、どのような解決がされようとも、町長、町

民に損害を与えないでください。これは念を押しておきます。よろしく願
いします。

議長、これで質問は終わります。答弁は結構です。多分何もないと思われ
ますので。

ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長 大平文雄君。

5 番 議会改革特別委員会委員長 大平文雄です。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規
則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和3年9月6日月曜日、午後1時25分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

前回に引き続き、議会だよりリニューアルについて、ページレイアウトや
掲載内容について協議しました。

議会だより編集委員会で、委員から提案された意見を取りまとめ、内容を
検討していただき、素案を12月の当委員会で提出していただくことになりま
した。

4. 少数意見留保のものはございません。

その他といたしまして、一般質問における一問一答方式についても検討し
ました。これは、議会の今後の課題として捉えていくというふうにしました。

以上でございます。

議長 総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 それでは、委員会報告をいたします。

安八町議会議長 岩田譲治様。

総務産建常任委員会委員長 西松巖。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規
則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、令和3年9月8日水曜日、午前10時から。

2. 出席者、委員全員、関係執行部全員。

3. 付託事件及び審査の結果。

議第26号 安八町個人番号利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、当委員会の関係分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第32号 町道路線の廃止について、議第33号 町道路線の認定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会に関係する部分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

また、8月12日に開かれました議会運営委員会で、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の取扱いについてを、総務産建常任委員会で協議することとなりました。審査の結果、全員一致で、本定例会最終日に当委員会として本意見書を提出することとなりました。

4. 少数意見の留保はありませんでした。

5. その他、委員会現地視察は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりました。

以上、委員会の報告とします。

議長 民生文教常任委員長 山中美恵子さん。

9番 それでは、委員会報告をいたします。

安八町議会議長 岩田譲治様。

民生文教常任委員長 山中美恵子です。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時は、令和3年9月9日、午前10時から。

出席者は、委員は全員、関係執行部は、小粥保健センター課長補佐が欠席

でした。

付託事件及び審査の結果は、議第27号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第28号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）、議第30号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第31号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、8月12日に開催いたしました議会運営委員会で、こども庁の設置を求める意見書の取扱いについて、民生文教常任委員会で協議することとなりました。

審査の結果、全員一致で本定例会最終日に当委員会として本意見書を提出することになりました。

少数意見の留保としてはありません。

その他は、委員会現地視察は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりました。

以上で、民生文教常任委員会の報告といたします。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議長 日程第4、議第26号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第5、議第27号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第28号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり可決いたしました。

た。

議 長 日程第7、議第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第8、議第30号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第9、議第31号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第10、議第32号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第11、議第33号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第12、認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議長 日程第13、認定第2号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議長 日程第14、認定第3号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第15、認定第4号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議 長 日程第16、認定第5号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議 長 日程第17、認定第6号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議長 日程第18、議第34号 意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 それでは提案説明を申し上げます。

議案書11ページをお願いします。

発案書。議第34号 意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、別紙のとおり発案する。

令和3年9月17日提出。提出者、安八町議会総務産建常任委員長 西松巖。
安八町議会議長 岩田讓治様。

13ページをお願いします。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。
新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記といたしまして、1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日、岐阜県安八郡安八町議会。

なお、意見書の提出先として、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山東昭子様、内閣総理大臣 菅義偉様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 武田良太様、経済産業大臣 梶山弘志様、内閣官房長官 加藤勝信様、経済再生担当大臣 西村康稔様であります。

以上であります。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号 意見書第1号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第19、議第35号 意見書第2号 こども庁の設置を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

民生文教常任委員長 山中美恵子さん。

9 番 それでは提案説明を申し上げます。

議案書15ページをお願いいたします。

発案書。議第35号 意見書第2号 こども庁の設置を求める意見書について。

こども庁の設置を求める意見書について、別紙のとおり発案する。

令和3年9月17日提出。提出者、安八町議会民生文教常任委員長 山中美恵子。安八町議会議長 岩田讓治様。

17ページをお願いします。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきますのでよろしく願いいたします。

こども庁の設置を求める意見書。

少子高齢化が深刻な我が国において、子供たちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力で連携して取り組む課題であります。

地方行政の現場では、子供・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもあります。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があり、複数の手続が必要になったりする場合がある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考ええる。

よって、国においては、子供施策の充実を図るため、早急に次の事項を実現するよう強く要望する。

記といたしまして、1. 専任の大臣の下で、強い権限を持って子供・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、設置に際しては、自治体の意見を聴くこと。

2. 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないように、「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり自治体との調整を行うこと。

3. 自治体の子供施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日、岐阜県安八郡安八町議会。

意見書の提出先といたしまして、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山東昭子様、内閣総理大臣 菅義偉様、法務大臣 上川陽子様、財務大臣 麻生太郎様、文部科学大臣 萩生田光一様、厚生労働大臣 田村憲久様、内閣官房長官 加藤勝信様、内閣府特命担当大臣 河野太郎様、内閣府特命担当大臣 坂本哲志様、国家公安委員会委員長 棚橋泰文様。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第35号 意見書第2号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第3回安八町議会定例会を閉会いたします。
(閉会時間 午後0時07分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月17日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 山 中 美 恵 子